

官報

号外 昭和三十一年五月二十五日

○第二十四回 衆議院會議録第五十五号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)

昭和三十一年五月二十五日

午後一時 本会議

●本日の會議に付した案件

旧軍港市国有財産処理審議会委員
任命につき同意を求めるの件
飼料需給安定審議会委員の選挙
中央更生保護審査会委員任命につ
き同意を求めるの件

町村職員恩給組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

税理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

午後一時三十六分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を
開きます。

○議長(金谷秀次君) お諮りいたしま
す。内閣から、旧軍港市国有財産処理
審議会委員に荒井誠一郎君、田中治彦
君、千金良三郎君、中村建城君及び
渡辺武次郎君を任命するため、旧軍港
市転換法第六条第四項の規定により
本院の同意を得たいとの申し出があり
ます。右申し出の通り同意を与えるに
御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、同意を与えるに決し
ました。

○議長(金谷秀次君) 次は、飼料需給
安定審議会委員の任期が満了いたしま
すので、この際同委員の選挙を行いま
す。

○議長(金谷秀次君) 飼料需給安定審議
会委員の選挙については、その手続を省
略し、議長において指名されんことを
望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

議長は、飼料需給安定審議会委員に
足立 篤郎君 遠藤 三郎君
内藤 友明君 永井勝次郎君
西村 彰一君
を指名いたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 内閣から、中央
更生保護審査会委員に木内良胤君、久
保田万太郎君を任命するため、犯罪者
予防更生法第五条第一項の規定により
本院の同意を得たいとの申し出があり
ます。右申し出の通り同意を与えるに
御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、同意を与えるに決し
ました。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

町村職員恩給組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

○長谷川四郎君 議案上程に關する緊
急動議を提出いたします。すなわち、
この際、内閣提出、町村職員恩給組
合法の一部を改正する法律案を議題とな
し、委員長長の報告を求め、その審議を
進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

町村職員恩給組合法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。委員長
の報告を求めます。地方行政委員長大
矢省三君。

町村職員恩給組合法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院において可決
した。よって国会法第八十三条によ
りここに送付する。

昭和三十一年二月二十七日
参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 金谷秀次殿

町村職員恩給組合法の一部を改正
する法律案

町村職員恩給組合法の一部を改
正する法律

町村職員恩給組合法(昭和二十七
年法律第百十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(監査委員)

第四条の二 町村職員恩給組合は、
地方自治法第百九十五条の監査委
員を置かなければならない。

(福祉事業)

第四条の三 町村職員恩給組合は、
町村職員の福祉を増進するため、
規約で定めるところにより、次に
掲げる事業を行うことができる。

一 職員の保健、保養又は教養に
資する施設の経営

二 職員の利用に供する財産の取
得、管理又は貸付

三 職員の貯金の受入又はその運
用

四 職員の臨時の支出に対する貸
付

五 その他前各号に附帯する事業

2 町村職員恩給組合は、前項各号
に掲げる事業を行うに当つては、
市町村職員共済組合と共同して行
う等町村職員の福祉を増進するた
めの事業が総合的に行われるよう
に努めなければならない。

第六条の二を第六条の八とし、第
六条の次に次の六条を加える。

(計理の原則)

第六条の二 町村職員恩給組合は、
その資産、負債及び基本金の増減
及び異動の原因となる事実のすべ
てを、正規の簿記の原則に従つて、
正しく明瞭に整理し、及び記録し
なければならない。

(事業計画書)

第六條の三 町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の事業計画書を作成し、年度開始前に、組合の議会の議決を経なければならぬ。政令で定める重要な事項について事業計画書に変更を加えようとするときも、また、同様とする。

(決算)

第六條の四 町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該年度終了後二月以内に組合の議会に提出し、その認定を受けなければならない。

(出納)

第六條の五 町村職員恩給組合の出納その他の会計事務は、組合の管理者がつかさどる。

(財務に関する事項の報告)

第六條の六 自治庁長官は、政令で定めるところにより、町村職員恩給組合に対し、組合の財務に関する事項について必要な報告を求めることが出来る。

(財務に関する事項の政令への委任)

第六條の七 この法律に定めるもののほか、町村職員恩給組合の財務に關し必要な事項は、政令で定める。

第九條を次のように改める。

(この法律と地方自治法との関係)

第九條 地方自治法第六十八條から第七十一條まで及び第九章(第二百二十二條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十三條、第二百三十四條第二項、第二百四十條第一項から第三項まで及び第二百四十四條の二を除く。)の規定は、町村職員恩給組合に關しては、準用しない。

2 地方自治法第二百九十二條の規定により、同法第九十六條第一項第二号及び第八号、第九十七條第二項、第二百二十二條第一項ただし書、第二百二十二條、第二百三十八條の二、第二百七十六條第一項並びに第二百七十七條第三項の規定は町村職員恩給組合に關して準用する場合においては、これらの規定中「歳入歳出予算」とあり、又は「予算」とあるのは、「町村職員恩給組合法第六條の三に規定する事業計画書」と読み替へるものとする。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條の八第四項及び第六項の規定は、町村合併促進法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百七十八号)の施行の日前に町村職員恩給組合に關する町村の

区域の全部又は一部が市の区域となつた場合における当該市についても適用する。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第六條の二を第六條の八とし、第六條の次に六條を加へる改正規定中第六條の七に係る部分及び附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和三十一年度に限り、町村職員恩給組合の管理者は、昭和三十一年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に係る組合の事業計画書を作成し、昭和三十一年十月一日前に、組合の議会の議決を経なければならない。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 ただいま議題となりました町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会の審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

町村職員恩給組合法は、昭和二十七年制定以来、市町村職員の福祉に寄与して参つたのでありますが、今後、その運営の合理化と財務の整備をはかるため、大要次のごとく改正を行はんとするものであります。

その一は、恩給組合の財務に關して、企業会計と同様な原則による会計經理の制度を採用すること、その二は、恩給組合の責任準備金の運用の方法として職員のための福祉事業を行い得るものとし、その場合に、市町村職員共済組合と共同して行う福祉事業と総合的に行われよう努むべきこと、その三は、恩給組合には監査委員を必ず置かなければならないこと、その四は、町村合併促進法の改正以前における町村職員恩給組合に屬する町村の区域の全部または一部が市の区域となつた場合の退職年金及び退職一時金に關する事務の引き継ぎ規定を明確化すること、その他必要な規定の整備を行うものであります。

本案は、去る二月二十七日日本委員会に付託、同二十九日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、四月四日には参考人を招致してその意見を徴し、五月二十二日質疑を終了、同二十五日討論を行い、渡海委員は自由民主党を代表して賛成、中井委員は日本社会党を代表して、附帯決議をつけることを条件として賛成の意見を述べられたのであります。採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、北山委員より次のごとき附帯決議を付することの

動議があり、これを全会一致をもって可決いたしました。

右に對して、太田自治庁長官より、その趣旨を尊重して遺憾なきを期する旨の発言がありました。

附帯決議

町村職員恩給組合の事業運営に當つては組合本来の目的と地方財政の現状に鑑み、特に左の諸点につき、所要の処置を要する。

一、第四條の三に掲げる組合の事業中、施設の経営及び財産の取得、管理、貸付等は必要の限度に止め、資産を不当に固定しないよう留意すること。

二、将来に於ける退職金制度の改正、貨幣価値その他経済事情の変動等を考慮し、積立金制度に検討を加へ、速かに町村の負担金を大幅軽減するよう適当な行政指導を行うこと。

右決議する。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○長谷川四郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、税理士法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

税理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律案

律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「富裕税」を削る。

第四条第七号中「税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者」を「税理士の登録を取り消された者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改め、同条第八号中「公認会計士」の下に「若しくは会計士補」を加え、「業務を禁止され、若しくはその」を削る。

第五条第一項第六号中「公認会計士」の下に「会計士補」を加える。

第二十三条第一項中「認めるときは」の下に「第二十一条第二項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から一月以内に」を加える。

第二十四条第一号中「公認会計士」の下に「会計士補」を加える。

第三十三条第一項中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の下に「第三十一条」を加え、「第二十六条の三」を「第二十六条の四から第二十六の九まで」に改め、同条第五項中「第四十条」を「第七十二条の三十五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(計算事項等を記載した書面の添附)

第三十三条の二 税理士は、所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二の五まで又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七條若しくは第二十八条の規定による申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し計算し、整理し、又は相談に応じた事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができ

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の書面について準用する。

第三十四条第一項中「青色申告書の提出を認められている者」を「所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二の五まで又は相続税法第二十七條若しくは第二十八條の規定による申告書を提出した者」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条中「昭和二十五年法律第七十三号」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十三条の二第二項に規定する書面が添附されている申告書について所得税法第四十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは第六項、法人税法第二十九条若しくは第三十一条若しくは相続税法第三十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又は法人税法第三十条の規定による決定をすべき場合において、当該書面に記載されたところにより当該更正又は決定の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、又は相談に応じていると認められるときは、税務署長(当該更正又は決定が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基

てされるものである場合において、国税庁長官又は国税局長)は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、申告書及びこれに添附された書類の調査により課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はこれらの額の計算に誤があることにより更正又は決定を行つ場合には、この限りでない。

第三十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による措置の有無は、所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十三条中「公認会計士」の下に「会計士補」を加える。

第四十六条第一項中「この法律又は」を「第三十三条の二の規定による書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは」に改める。

附則第三十項以下を七項ずつ繰り下げ、附則第二十九項の次に次の七項を加える。

30 昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行ふ。

31 次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

一 もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者

二 計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

32 第二十項の規定による税理士試験は、試験委員が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行ふ。

33 第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、受験者の第三十一項各号に規定する事務又は業務に従事した年数を参酌して定めることができる。

34 第三十項の規定による税理士試験は、第三条第一項並びに第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、第六条の規定による税理士試験とみなす。

35 第九条の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

36 前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の

実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

税理士法の一部を改正する法律案に対する修正案

税理士法の一部を改正する法律案に対する修正

税理士法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正に関する部分の前に次のように加える。

目次中 「第六章 雑則」(第四十九

条―第五十七條)を「第六章 税理士法第六十四條」を「第七章 雑則」(第五十八條―第六十四條)

士会及び日本税理士会連合会(第四十九條―第五十七條)に改め

る。

第三十五條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四十二條を次のように改める。

(業務の制限)

第四十二條 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職

の所掌に属すべき事件について税

理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

第四十六條第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

「第六章 雑則」を「第六章 税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

第四十九條を次のように改める。

(税理士会)

第四十九條 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一個の税理士会を設立しなければならない。

2 税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 税理士会は、法人とする。

4 税理士会は、その名称中に「税理士会」という文字を用いなければならない。

第四十九條の次に次の十八條を加える。

(税理士会の会則)

第四十九條の二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 税理士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 役員に関する規定

四 会議に関する規定

五 税理士の品位保持に関する規定

六 会費に関する規定

七 庶務及び会計に関する規定

3 税理士会の会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(税理士会の支部)

第四十九條の三 税理士会は、国税局の管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として、又は国税局の管轄区域内の都道府県の区域を地区として、支部を設けることができる。

(成立の時期)

第四十九條の四 税理士会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(登記)

第四十九條の五 税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(会員の資格)

第四十九條の六 税理士会の会員た

る資格を有する者は、その税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内に事務所を有する税理士とする。

(入会及び退会)

第四十九條の七 税理士は、税理士会に入会届を提出した時から、当該税理士会の会員となる。

2 税理士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第二十六條第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属税理士会を退会する。

(会則を守る義務)

第四十九條の八 税理士は、所属税理士会の会則を守らなければならない。

(役員)

第四十九條の九 税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(総会)

第四十九條の十 税理士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

2 税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

3 税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第四十九條の十一 税理士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(建議等)

第四十九條の十二 税理士会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

2 税理士会は、その会員について、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

(合併及び解散)

第四十九條の十三 国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百条(債権者の異議)及び第百三条(合併の効果)の規定は、税理士会が合併する場合に、民法(明治三十九年法律第八十九号)第七十三条から第七十六条まで、第七十九条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六条及び第二十七条の規定(法人の清算)は、税理士会が解散する場合に準用する。

3 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

(日本税理士会連合会)

第四十九条の十四 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九条の十五 第四十九条の二

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九条の十五 第四十九条の二

(第二項第三号を除く)、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第二項の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

(総会の決議の取消及び役員解任)

第四十九条の十六 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議又は役員行為が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

(一般的監督)

第四十九条の十七 大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(民法の準用)

第四十九条の十八 民法第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所及び第五十五条(代表権の委任)の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

(政令への委任)

第四十九条の十九 この法律に定め

るものの外、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の前に次の章名を加える。

第七章 雑則

第五十一条の次に次の一条を加える。

(公認会計士たる税理士の特例)

第五十一条の二 公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税理士業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。

第五十二条中「税理士でない者」を「税理士会に入会している税理士でない者」に改める。

第五十三条第二項及び第三項中「税理士会連合会を」「日本税理士会連合会」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体」及び「これらの団体に対しその行い事業について勧告し、」を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第六十三条第二号中「第五十五条第一項」を「第四十九条の十七第一項又は第五十五条第一項」に改める。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二及び第五十二条の改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二条の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行後に離職したものについて、適用する。

2 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行前に離職したものの在職中に自己の関与した事件に係る税理士業務の制限については、この法律の施行後一年間は、なお従前の例による。

3 税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法(以下「新法」という。)第

四十九条第一項の規定による税理士会(以下「新税理士会」という。)

を設立しなければならない。この場合において、この法律の施行の際現に同一の国税局の管轄区域内に改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四十九条第一項の規定により設立された税理士会(以下「旧税理士会」という。)が二個以上存するときは、新法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該国税局の管轄区域内においては、その存する旧税理士会の個数以内の新税理士会を設立することができる。

4 前項の規定により同一の国税局の管轄区域内において設立された二個以上の新税理士会は、なお、存続することができる。

5 前項の税理士会は、いつでも、合併又は解散することができる。

6 新法第四十九条の十三の規定は、前項の規定により新税理士会が合併又は解散する場合に準用する。

7 この法律の施行の際現に存する旧税理士会は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間(同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会につ

昭和三十一年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 税理士法の一部を改正する法律案

八七六

いては、この法律の施行の日から六月間)は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

8 この法律の施行の際現に存する旧税理士会で前項の規定により従前の名称を用いることができる期間内に解散したものは、前項及び新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、その清算が終了する日までは、なお従前の名称を用いることができる。

9 全国の新税理士会は、なるべくすみやかに、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

10 この法律の施行の際現に存する旧法第四十九条第二項の規定により設立した税理士会連合会(以下「税理士会連合会」という。)は、この法律の施行の日から前項の規定による日本税理士会連合会が設立された日後六十日を経過する日までの間(その期間内に解散した税理士会連合会については、その清算が終了する日までの間)は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

11 新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定め

るところにより、登録税を免除する。

12 都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に、「税理士会、日本税理士会連合会」を、「日本赤十字社法」の下に、「税理士法」を加える。

15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「並びに税理士会」を、「税理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに税理士会」を、「税理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

17 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「並びに税理士の登録及び監督」を、「税理士の登録及び監督並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」に改める。

第三十二条第十三号中「監督」の下に「並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」を加える。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに税理士会」を、「税理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、税理士の業務運営の適正化をはかる等のため、所要の改正を行おうとするものであります。以下、そのおもな内容について申し上げます。

まず第一に、税理士が所得税または法人税等の申告書を作成した場合に、これらの申告書の作成に際し、計算し、整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を添付することができるといたし、なお、税務官庁は、これらの申告書にかかる課税標準または税額について、当該税理士が関与した事項に限りがあると認めて更生決定をするときは、あらかじめ当該税理士に意見を述べる機会を与えなければならないこととしているのであります。

次に、昭和三十一年七月一日から五年以内に限り、一定年数以上実務経験を有する計理士または税務職員等について、一般の税理士試験にかえて、実務を中心とした特別な税理士試験を行うことにより、税理士となる資格を与えることとしようとしているのであります。

以上のほか、税務官公署の職員が、税理士の代理している事項について、納税者にその日時、場所を通知して調査する場合には、従来青色申告書を提出している事件に限り税理士に対して通知していたのでありますが、今回その範囲を拡大し、青色申告書以外の申告書を提出している事件についても通知することとする等の、所要の規定の整備をはかることとしようとしているのであります。

本法律案は、去る三月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議の結果、本二十五日、黒金委員外二十五名提案による修正案が提出されました。その修正案の内容について簡単に申し上げます。

まず第一に、国または地方団体の税務職員で税理士となつた者は、国税庁長官の承認を受けた場合を除き、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行なつてはならないこととしたのであります。

第二は、税理士会に入会しない者は税理士業務を行うことができないこととしたし、なお、これに伴ひまして、税理士会等に関する規定を整備することとしたのであります。

第三は、公認会計士たる税理士につきましては、税理士会に入会していない場合におきましても、国税局長に通知することにより、依頼された事件にかかる税理士業務を行うことができるという特例を設けることとしたのであります。

次いで、本案並びに修正案につきまして、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案につきましては全会一致をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

次いで、各派共同提出による附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会

一致をもってこれを付すべきものと決しました。附帯決議は次の通りであります。

一、税理士法施行の際、計理士及び税務職員に対して優遇措置がとられた経緯にかんがみ、特別試験の合格者を定めるに当っては、経験年数の参酌を重視せられるとともに過去の業績をも参考とせられたい。

二、計理士が、その関与し、若しくは作成した企業の財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に基き当該企業が所得税又は法人税の申告書を作成した場合においては、当該計理士は、税務官公署の職員に対し、その関与し、若しくは作成した財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に、その質問に応え、又はその書類につき説明する限りにおいては税理士法に抵触するものでないとする現行の取扱については、今回の改正に伴い変更を生ぜざるよう政府において特に配慮せられたい。

三、税理士会への強制加入制度は、税理士の品位並びに社会的地位の向上を図ることによって、納税者の権利を擁護し、税務行政の適正化を期待するのを本旨とするものであることにかんがみ、その運営が中正かつ民主的に行われるよう、

政府並びに税理士会において格段の措置を講ぜられたい。
右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十一分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
国務大臣 太田 正幸君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 麗藏君

朗読を省略した報告

一、昨二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

家畜取引法

一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

床次 徳二君 福永 一臣君

外務委員

福永 一臣君 渡邊 良夫君
加藤 精三君 床次 徳二君

文教委員

加藤 精三君 渡邊 良夫君
一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

福永 一臣君 床次 徳二君

外務委員

床次 徳二君 加藤 精三君
渡邊 良夫君 福永 一臣君

文教委員

渡邊 良夫君 加藤 精三君

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出、衆法第五九号)

大蔵委員会 付託

一、昨二十四日参議院に送附した内閣提出案は次の通りである。

教科書法案

一、昨二十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出)

一、昨二十四日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

家畜取引法案

一、昨二十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

宮崎県串間市官有地山野下戻しに関する質問主意書(大矢省三君提出)

昭和三十一年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号

八七八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三)一五五(官報課)